

## 平塚市ホームレス自立支援施策の取り組み方針

### 1 取り組みの等の経過と取り組み方針改定の趣旨

国は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（以下、「ホームレス」という。）への対策として、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、「特別措置法」という。）を施行し、15年7月には、特別措置法条に規定する「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を告示しました。基本方針は、その後3回見直されています。また、平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法（以下、「困窮者支援法」という。）では、ホームレス自立支援施策は、困窮者支援法に基づく事業として実施することとされました。

神奈川県では、国の基本方針に基づき、特別措置法が策定を規定する「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（以下、「実施計画」という。）」を平成16年8月に策定しました。実施計画は、その後3回改定されています。

本市では、平成12年3月に「平塚市ホームレス対策連絡調整会議」を設置し、13年10月からは、神奈川県と合同で巡回相談を実施し、18年度以降は、月2回単独で巡回相談を実施しています。平成20年3月には、「平塚市ホームレス自立支援施策の取り組み方針（以下、「取り組み方針」という。）を策定し、その後2回改定しています。また、平成27年4月から開始した生活困窮者自立相談支援事業は、ホームレス巡回を含めて平塚市社会福祉協議会に委託しています。さらに、平成31年度（令和元年度）からは困窮者支援法に基づく「一時生活支援事業」を県内NPO法人へ委託して実施しています。

この度、国・県における施策の見直し、本市におけるこれまでの取り組み状況等も踏まえ、自立の意思がありながらホームレスになっている方の地域社会復帰、また、ホームレスになるおそれがある方（離職・失職等をきっかけに簡易宿泊所及び終夜営業施設に起居している、又は地域社会において孤立している方で、支援を必要とする方）がホームレスにならずに健康で文化的な生活を送れるよう、本人の自立に向けた支援をさらに計画的に推進するため、本市の「取り組み方針」を改定します。

#### 《関係法、基本方針、実施計画、取り組み方針の施行・策定・見直し状況》

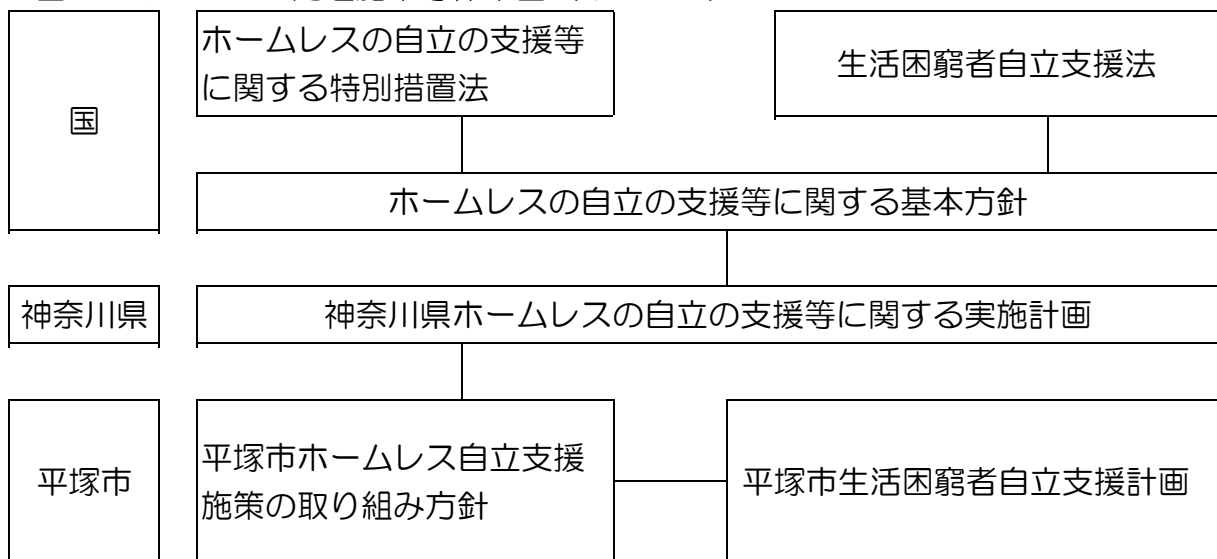
特別措置法	国基本方針	県実施計画	市取り組み方針	困窮者支援法
H14.8 施行	H15.7 策定	H16.8 策定	H20.3 策定	H27.4 施行
	H20.7 見直し	H21.3 見直し	H23.3 見直し	H30.10 改正
H24.6 延長（5年）	H25.7 見直し	H26.3 見直し	H27.3 見直し	
H29.6 延長（10年）	H30.7 見直し	H31.3 見直し	<b>R2.3 見直し</b>	

## 2 取り組み方針の位置付けと取り組み期間

本取り組み方針は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため、基本方針及び実施計画に基づいて、本市の行動指針として策定するものです。そのため、基本方針及び実施計画の期間を踏まえ、本取り組み方針の期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、平成31年3月に策定した「平塚市生活困窮者自立支援計画」では「巡回相談等のホームレス自立支援」を「いのちとくらしを支える取組」として位置付け、推進するものとしています。

図1 ホームレス関連施策等体系図（イメージ）



## 3 平塚市の状況

### (1) 平塚市の概況

平塚市は東京から約60km（JR東海道線で約1時間）、神奈川県ほぼ中央南部に位置し、4市3町と接していることなどから、都心・近隣への移動が比較的容易であり、古くから商工業地・住宅地として発展してきました。市形は約4.8kmの海岸線から西北に広がる扇形で、大部分は相模川と金目川の下流域に発達した平野、それを取り囲む台地や丘陵から形成されており、気候的にも四季温和な気候に恵まれていることから、県内で6番目に多い人口を抱える都市となっています。

また、産業的には商・工・農業の均衡のとれた複合都市ですが、平成27年度の国勢調査時において第2次産業（製造業、建設業等）に従事する方の割合が全国・神奈川県に比べ高くなっていることから、商工業都市としての側面がやや強くみられます。

参考1 全国、神奈川県、県内各市町村における産業別従事者数および割合  
 (平成27年度国勢調査結果(総務省 統計局ホームページより抜粋))

	15歳以上 就業者数	第1次産業 就業者数	第2次産業 就業者数	第3次産業 就業者数	第1次産業 就業者の割合	第2次産業 就業者の割合	第3次産業 就業者の割合
	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	(%)
全国	58,919,036	2,221,699	13,920,834	39,614,567	4.0	25.0	71.0
神奈川県	4,121,817	34,368	867,104	2,970,267	0.9	22.4	76.7
横浜市	1,673,913	7,761	324,156	1,233,147	0.5	20.7	78.8
川崎市	676,420	2,620	133,765	491,816	0.4	21.3	78.3
相模原市	324,631	1,995	74,224	227,592	0.7	24.4	74.9
横須賀市	173,982	1,692	29,976	134,574	1.0	18.0	81.0
平塚市	113,196	1,720	30,462	73,727	1.6	28.8	69.6
鎌倉市	74,671	502	12,975	57,521	0.7	18.3	81.0
藤沢市	194,029	2,059	43,451	137,037	1.1	23.8	75.1
小田原市	88,048	2,303	21,337	60,970	2.7	25.2	72.1
茅ヶ崎市	107,642	998	23,903	77,257	1.0	23.4	75.6
逗子市	24,855	119	3,762	19,856	0.5	15.8	83.6
三浦市	21,353	2,461	3,340	14,860	11.9	16.2	71.9
秦野市	72,609	1,434	20,145	48,135	2.1	28.9	69.0
厚木市	106,862	1,285	27,669	72,056	1.3	27.4	71.3
大和市	108,018	486	24,622	76,540	0.5	24.2	75.3
伊勢原市	48,092	1,134	12,202	31,910	2.5	27.0	70.5
海老名市	57,635	727	14,309	39,821	1.3	26.1	72.6
座間市	58,291	355	13,406	40,688	0.7	24.6	74.7
南足柄市	20,242	575	6,318	12,800	2.9	32.1	65.0
綾瀬市	37,818	489	11,172	24,109	1.4	31.2	67.4
葉山町	14,273	177	2,189	11,339	1.3	16.0	82.7
寒川町	23,066	487	7,629	14,116	2.2	34.3	63.5
大磯町	14,156	317	3,000	10,304	2.3	22.0	75.6
二宮町	12,814	205	2,827	9,369	1.7	22.8	75.6
中井町	4,852	439	1,413	2,867	9.3	29.9	60.8
大井町	8,314	356	2,257	5,496	4.4	27.8	67.8
松田町	5,436	157	1,306	3,728	3.0	25.2	71.8
山北町	5,279	353	1,520	3,292	6.8	29.4	63.7
開成町	8,085	209	2,431	5,337	2.6	30.5	66.9
箱根町	6,753	72	634	5,784	1.1	9.8	89.1
真鶴町	3,467	101	720	2,603	2.9	21.0	76.0
湯河原町	11,257	359	1,872	8,817	3.2	16.9	79.8
愛川町	20,335	353	7,747	11,828	1.8	38.9	59.4
清川村	1,423	68	365	971	4.8	26.0	69.2

(2) 平塚市におけるホームレスの状況

ホームレスの数は全国的に減少傾向にあり、本市においても平成19年1月実施のホームレスの実態に関する全国調査(以下、「全国調査」という。)において122人が確認されたのをピークに、平成31年1月実施の全国調査においては32人が確認され、その数はピーク時の4分の1近くにまで減少しています。その一方で、高齢のホームレスや長期化しているホームレスの体調が悪化し、医療機関に入院することによりホームレスを脱する例も近年増加しています。なお、全国調査によると、本市は、県内市町村で横浜市、川崎市に次いで3番目にホームレスが多い自治体となっています。

参考2 ホームレス全国調査における平塚市内のホームレス数の推移（本市データより）

全国調査 実施年度(時期)	計	男	女	不明	全国調査 実施年度(時期)	計	男	女	不明
平成22年度(23.1.13)	91	87	0	4	平成27年度(28.1.14)	47	41	0	6
平成23年度(24.1.12)	82	82	0	0	平成28年度(29.1.12)	47	46	1	0
平成24年度(25.1.17)	63	60	0	3	平成29年度(30.1.11)	40	38	1	1
平成25年度(26.1.16)	56	53	0	3	平成30年度(31.1.10)	32	30	1	1
平成26年度(27.1.15)	49	47	1	1					

参考3 平成22～30年度全国調査における県内各市町村のホームレス数の推移  
(神奈川県 記者発表資料からの抜粋)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
横浜市	691人	609人	581人	580人	548人	536人	531人	477人	458人
川崎市	598人	543人	527人	490人	439人	383人	341人	300人	285人
相模原市	31人	22人	13人	13人	11人	10人	11人	14人	14人
横須賀市	16人	14人	15人	10人	8人	8人	10人	11人	7人
<b>平塚市</b>	<b>91人</b>	<b>82人</b>	<b>63人</b>	<b>56人</b>	<b>49人</b>	<b>47人</b>	<b>47人</b>	<b>40人</b>	<b>32人</b>
鎌倉市	8人	6人	6人	3人	1人	1人	2人	4人	1人
藤沢市	49人	45人	36人	32人	22人	22人	13人	12人	17人
小田原市	40人	48人	32人	35人	21人	19人	20人	15人	16人
茅ヶ崎市	38人	30人	42人	30人	24人	22人	24人	10人	19人
逗子市	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
三浦市	8人	6人	2人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
秦野市	2人	3人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	1人
厚木市	63人	48人	47人	41人	41人	35人	32人	25人	23人
大和市	13人	17人	6人	8人	13人	11人	13人	9人	8人
伊勢原市	3人	2人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人
海老名市	11人	9人	9人	7人	9人	6人	6人	5人	3人
座間市	4人	2人	2人	2人	1人	1人	0人	0人	0人
南足柄市	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
綾瀬市	1人	2人	1人	2人	0人	0人	0人	0人	0人
その他町村	17人	20人	11人	13人	15人	14人	10人	11人	15人
合計	1,685人	1,509人	1,395人	1,324人	1,204人	1,117人	1,061人	934人	899人

4 これまでの取り組みの評価と改定における課題

取り組み方針の改定に当たっては、これまでの取り組みの評価を行うことでその後の方針に反映させることとなります。そこで、平成30年度における本市の取り組み、各種統計等も踏まえ評価及び今後の検討を行いました。

(平成30年度の実施状況等のデータについては、「資料編」参照。)

(1) これまでの取り組みの評価

本市では、ホームレス及びそのおそれのある方に対し、巡回・窓口・電話相談や、ホームレスの起居する施設管理者や医療機関との合同の巡回健康相談、風水害後の状況確

認や体調不良者に対する臨時の巡回など随時の対応も行うことにより、本人の生活実態や抱える様々な問題の把握に努めてきました。その後、本人の意志も踏まえた各種制度に関する情報提供や制度活用の支援、その後の自立に向けた支援を計画的に推進してきました。

また、平成27年度に困窮者支援法が施行されたことを受け、生活困窮者自立相談支援事業として、安定した住宅の確保や就労支援、再びホームレスにならずに地域社会に復帰し、社会的自立をするために必要な支援を行いました。

ホームレスの長期化や高齢化に伴う健康状態の悪化から医療機関への受診・入院が増加した際にも、生活保護や緊急医療援護事業など状況に応じた施策の活用を行うとともに、医療機関と合同で巡回相談を行って身体的・精神的な健康状態を把握し、医療機関が実施する無料低額診療事業を利用できるよう調整を行うことで受診の促進に努めています。

なお、庁内、公共施設の管理者、民間団体等と意見交換などを行うことで効果的な自立支援に向けた体制づくり、地域生活における安全・安心の確保に努めています。

ホームレス自立支援のための取り組みや近年の景気が回復傾向にあったことにより、ホームレスの数は、前取り組み方針策定時（平成26年度）の49人が直近（平成30年度）では32人となり、17人減少していることから、その取り組みに一定の効果が出ているものと思われます。

さらに、平成31年度（令和元年度）からは、一時生活支援事業を開始し、一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間宿泊場所の提供等を行うことにより、安定した生活が営めるよう相談支援を行っています。

## （2）取り組み方針改定における課題

ホームレスを取り巻く状況は、従来の高齢化、長期化の問題が一層顕著になっていることに加え、家族関係や人間関係を原因とする若年層ホームレスの問題が表出しており、既に社会問題化しています。このほか、今後、外国人労働者の受け入れ拡大に伴い、外国籍のホームレスが増加する可能性があります。

ホームレスの高齢化、長期化は、本人の自立意欲の低下を招くと同時に、身体的・精神的な健康状態の悪化を招くことにつながることから、福祉・医療関係機関と連携した様々なアプローチをする必要が生じています。

また、ホームレスから脱却したものの、再びホームレスになる方については、生活保護などの制度活用後に関係機関と一体となった支援を行うことで、本人の社会的自立を支援する必要も生じています。

ホームレス及びそのおそれのある方が、安定した住宅を確保し社会的自立を目指すに当たり、住宅に関する情報提供及び就労支援だけでは本人の社会的な自立とはならないことを踏まえ、生活保護に加えて生活困窮者自立相談支援事業による新たな支援策など、本人の状況に応じた制度に関する情報を提供することや、関係機関と連携を図り、様々な社会的支援を行うことで、地域社会に復帰し健康で文化的な生活が送れるよう個別的・継続的な支援を行う必要が生じています。

そして、「ホームレス問題」は、市民、支援団体、医療機関、福祉施設等関係機関と行

政が広くこの課題について理解するとともに、それぞれが自らの課題として主体的に取り組めるような協議の場が必要となります。

さらに、ホームレスの自立支援は、従来の縦割りの支援ではなく横断的な支援に、また、行政の自立支援のみではなく、関係機関との連携により重層的な支援体制の構築を図り、自立支援全体の底上げを図る必要があります。

## 5 取り組み方針の基本的考え方

本市においては、ホームレスが地域社会に復帰することや、ホームレスになるおそれがある方がホームレスにならずに地域社会で健康で文化的な生活を送れるよう、行政、ホームレスに関わる団体、関係機関等がホームレスの自立支援に継続的に関わられるようにすることを目標とし、次の3つの基本的な考え方に基づき支援を実施します。

- (1) 一人ひとりの状況に応じた継続的な支援
- (2) 人権擁護及び安全・安心な生活環境の確保
- (3) ホームレス自立支援施策の推進体制の構築

## 6 ホームレス自立支援のための個別施策

- (1) 一人ひとりの状況に応じた継続的な支援

### ア ホームレス及びそのおそれのある方に関する相談

ホームレス及びそのおそれのある方に対しては、経済的問題はもとより社会的問題や福祉的問題など本人を取り巻く状況を把握するため、自立相談支援事業による巡回・窓口・電話相談を行います。ホームレス生活は、その期間が長期化するとホームレスからの脱却が難しくなることから、早期の段階で巡回相談を行うように努めていますが、既に長期に及んでいるホームレスに対しては、長期的視野に立った継続的な相談活動も行います。また、各施設管理者と連携を図り情報提供を受けて相談活動に当たる他、ホームレスになるおそれのある方が起居していると思われる終夜営業施設については、今後、営業施設側に理解、協力を求めながら、対策を講じてまいります。

### イ 生活保護の適正実施

生活保護の実施については、居住地がないことや、働ける能力があることのみをもって生活保護の要件に欠けるものでないことを踏まえ、状況に即して健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施します。

また、居宅において日常生活を送ることが可能な方については、その実現に向け必要な保護を実施するとともに、関係機関等と連携し、その方が再びホームレスになることがないように、居宅生活の継続、就労機会の確保等必要な支援を行います。

### ウ 医療の確保

ホームレス及びそのおそれのある方が適切な医療が受けられるよう、医療機関等と連携を図るとともに、医療をきっかけにした自立支援に努めます。

- (ア) 緊急に外来医療を必要とする方には、緊急医療援護事業又は医療機関が実施する無料低額診療事業を活用し、医療の確保を行います。

また、その結果継続的な治療又は入院が必要な方については、福祉・医療機関等と連携を図り、その方の状況に応じ生活保護の適用等必要な支援を行います。

- (イ) アルコール依存症等精神疾患を抱えている方、健康に関し不安がある方については、医療機関と連携して巡回相談を行い、疾患の早期発見に努めるとともに、適切な受診の促進を図ります。
- (ウ) 医療をきっかけとして自らの健康づくりの意識づけ、また、自立の意思が芽生えるよう、医療機関と連携し体制づくりに努めます。

## エ 就労支援

ハローワーク等関係機関との連携を図り、各種制度に関する情報提供及び活用の支援を行うとともに、制度活用後の就労支援を行います。

- (ア) ハローワーク等関係機関との連携を図り、各種制度に関する情報提供を行い、個別のニーズに対応した就労支援を行います。
- (イ) 困窮者支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金や生活保護制度活用の可能性のある方については、巡回・窓口・電話相談時に制度に関する情報提供及び活用の支援等を行います。生活困窮者住居確保給付金においては、社会福祉協議会・ハローワーク・行政等関係機関が連携し就労支援員等による就労支援を行います。また、生活保護においては、自立支援プログラムにより就労支援員を活用した効果的な就労支援を行います。
- (ウ) 就職活動を行うまでに至っていない状態の方に対しては、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、日常生活自立・社会的自立に関する支援から、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった「生活困窮者就労準備支援事業」、また、さまざまな事情から今すぐに一般企業等で働くことが難しい方に対しては、訓練としての就労体験や支援付きの雇用を提供する「生活困窮者認定就労訓練事業」を活用し、段階的に就労支援を行います。

## オ 安定した住宅の確保

個々の状況に応じた居所を確保するとともに、安定した居宅生活の継続に向け必要な支援を行います。

- (ア) 個別のニーズや能力に応じて各種制度の活用を検討し、自立した居宅生活を送れるよう支援します。
- (イ) 居宅生活が困難な場合、関係機関等と連携し個別の意思やニーズを確認し、救護施設、更生施設等の社会福祉施設や、女性相談所、無料低額宿泊施設、民間シェルターの活用ができるよう支援します。
- (ウ) 近年増加している高齢のホームレスに対し、関係機関等と連携し個別のニーズに即した支援を行い、ホームレスを含む低額所得者等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）の登録制度を活用し、安定した居宅生活を確保するとともに、必要に応じ養護老人ホーム等の福祉施設入所を支援します。
- (エ) 社会福祉施設等入所後に、各種福祉制度や雇用施策の利用、就労等一定の要件を満たし居宅入居契約が可能になった方に対し、安定した居宅生活を確保するとともに、

継続して地域生活が送れるように、民間支援団体とともに協力し、自立に向け支援します。

#### カ 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与及び衣類その他日常生活を営むために必要となる物資の貸与又は提供を行うことにより、安定した生活が営めるよう適切な相談支援を行います。

#### キ 女性ホームレスへの支援

女性のホームレス等については、生活困窮者自立相談支援事業等による支援のほか、一時生活支援事業の活用、また、必要に応じて庁内で女性保護事業を実施する部署と連携した支援を行います。

#### ク 外国籍ホームレスへの支援

外国語を話す方に対しては、タブレット端末による翻訳サービスを活用した相談を生活困窮者自立支援相談窓口で行っています。この他、外国籍市民相談窓口においても相談者を生活困窮者自立支援相談窓口につなぐよう連携しており、引き続き外国語を話す方の相談支援を実施してまいります。

### (2) 人権擁護及び安全・安心な生活環境の確保

#### ア 人権擁護

「平塚市人権施策推進指針」に基づき、地域住民のホームレスに対する偏見や差別意識の解消に努め、人権意識の普及高揚を図ります。

また、学校教育や社会教育において、人権問題について正しい理解を深めるよう人権に配慮した学習の機会等の充実に努めるとともに、ホームレスの人権に関する啓発資料を作成し、社会教育施設等に配布する等、人権教育を積極的に推進します。

あわせて、市民団体等からの依頼に基づきホームレスに関する状況説明を行う中で、相互に理解することができるよう努めます。

#### イ 安全・安心

ホームレスに関係する事件・事故を防止するとともに、地域住民等の不安感を解消し、ホームレス・地域住民相互の安全・安心を確保するため、ホームレスの起居する場を管理する施設管理者等との連携を一層強化し、巡回相談を実施することで実態把握に努めます。

また、公共施設等を起居の場としているホームレスについては、施設管理者と連携し、本人の意向を踏まえながら、各種制度に関する情報提供を行いつつ、生活の場を確保できるよう努めます。

#### ウ 自立後の生活における生活環境の確保

ホームレス及びそのおそれのある方が、失った地域社会とのつながりを自立後の生活で再び取り戻し、地域社会に復帰・定着するための支援について、関係機関等と連携を



図りその方策を検討します。

### (3) ホームレス自立支援施策の推進体制の構築

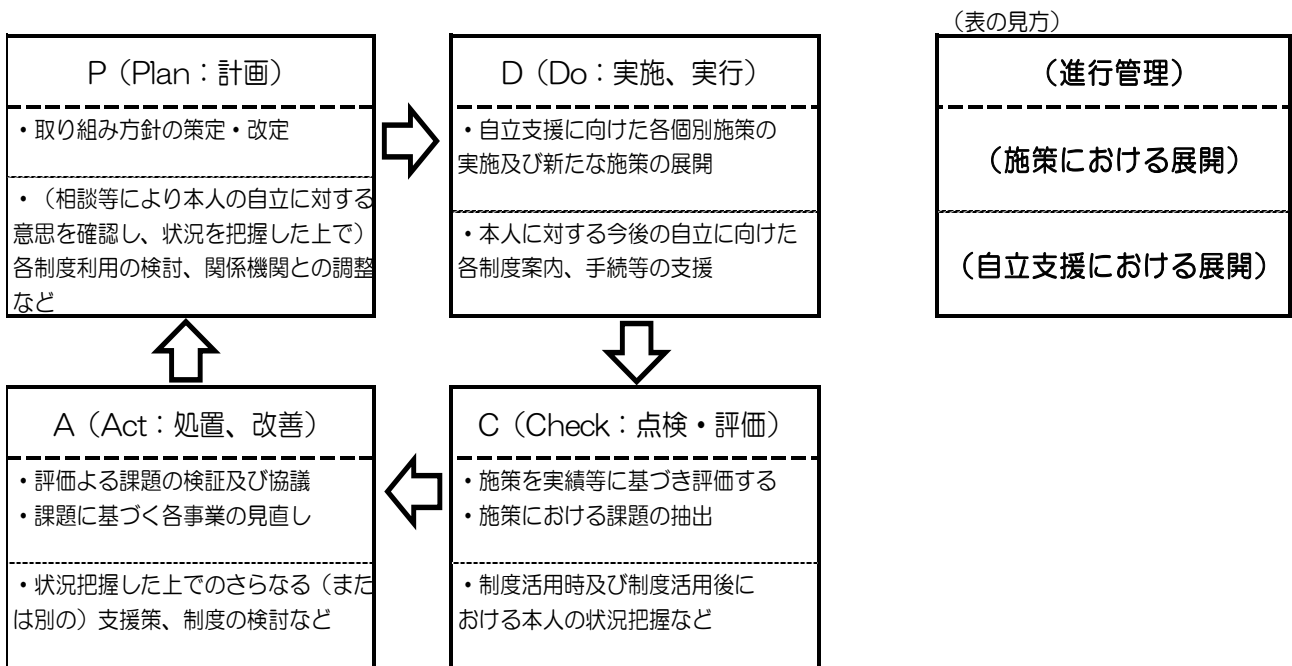
第1期平塚市生活困窮者自立支援計画の策定に伴い、「平塚市生活困窮者自立支援懇話会」を設置し、市内のホームレスに関わる団体、医療機関、福祉施設等関係機関が、相互に情報、課題等について共有することで、包括的かつ総合的にホームレス自立施策を推進します。

また、市内の医療機関と合同でホームレス巡回・健診を行う他、生活実態を把握している民間団体との意見交換会やホームレスの起居する施設管理者の情報交換会を開催して連携を図ります。

## 7 取り組み方針の進行管理

今後効果的な施策の展開及び評価を行うため、庁内外関係機関との意見交換及び既存の推進体制を活用します。施策及び自立支援に伴う課題の抽出や、検証及び協議等進行管理については、下図のとおりです。

図2 施策及び自立支援における進行管理（イメージ）



資料編

1 平成30年度巡回相談事業実績

平成30年度は、定期の巡回相談を23回、臨時の巡回相談を1回行いました。うち夜間の巡回も1回行い、36人（延べ210人）のホームレスと面接しました。その結果、アパート等へ入居、無料低額宿泊施設等に入所するなどして、3人がホームレスから脱却しました。

(1) 巡回相談状況（ホームレス巡回相談）

日時	場所	面接 件数	年齢 30代	40 代	50代	60 代	70代 ～	不 明
30.4.11	砂防林(S74、75)、湘南平、河川敷(相模川、下花水橋下)	9	0	2	0	3	4	0
30.4.24	河川敷(玉川橋下)、砂防林(S65、76)	6	0	0	0	4	1	1
30.5.15	砂防林(S62、63、65、75、76)、河川敷(下花水橋下)	9	0	0	1	5	3	0
30.5.31	河川敷(玉川橋下)、湘南平、総合公園	13	1	1	1	4	4	2
30.6.14	砂防林(S65、66、67、68、69)	9	0	1	1	5	2	0
30.6.27	河川敷(下花水橋下)、砂防林(S75)、旭北新幹線ガード、総合公園、中央図書館	9	0	2	0	3	3	1
30.7.18	砂防林(S69、75、76)、湘南平	7	0	1	0	5	1	0
30.7.26	砂防林全域、市内河川敷	13	1	2	2	4	4	0
30.8.21	砂防林(S65)、河川敷(国道1号下)、旭北新幹線ガード、追分地下道、総合公園、平塚駅周辺 ※17時ごろ～20時頃まで実施	7	0	0	0	2	1	4
30.8.27	河川敷(相模川)、砂防林(S62、67、75)	9	0	1	1	5	2	0
30.9.12	砂防林(S62、63)、総合公園	3	0	0	0	3	0	0
30.9.27	下花水橋下、河川敷(国道1号下)、青少年会館、中央図書館、砂防林(S67、68、69)龍城プール東	7	0	1	1	3	2	0
30.10.9	湘南平、防林(S76)、新港、河川敷(JR脇、国道1号下)	7	1	0	1	2	2	1
30.10.25	砂防林(S63、75、76)、河川敷(玉川橋下)、市民センター	9	0	1	1	4	1	2
30.11.13	砂防林(S69、72、75)、河川敷(相模川、南豊田橋、玉川橋下)	11	0	2	1	2	3	3
30.11.22	砂防林(S63、65)、総合公園	11	0	1	1	8	1	0
30.12.12	砂防林(S68、69)、河川敷(相模川、国道1号下)、中央図書館	8	1	1	1	3	1	1
30.12.20	総合公園、旭北新幹線ガード、追分地下道、市民センター、紅谷町パナホーム、青柳公園、平塚駅周辺、駅前地下道	3	0	0	1	1	1	0
31. 1.17	湘南平、砂防林(S65、67、74、75)	10	0	3	1	3	2	1
31. 1.30	横浜ゴム湘南寮、砂防林(S65、72)、河川敷(相模川、国道1号下、玉川橋下)	8	1	0	0	1	3	3
31. 2.12	砂防林(S62、63、65、76)、湘南平	10	0	1	0	6	3	0
31. 2.28	砂防林(S72、74、75、76)、湘南平、総合公園、河川敷(相模川、国道1号)	14	1	2	2	5	4	0
31. 3.12	追分地下道、総合公園、龍城プール東、砂防林(S65、66、67、68)、新港	10	0	1	1	5	1	2
31. 3.28	追分地下道、総合公園、砂防林(S65、69)、新港	8	0	0	0	5	1	2
合計		210	6	23	17	91	50	23

(2) 年齢別面接人数（ホームレス巡回相談）

	計	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
砂防林	25		4	2	13	5		1
道路								
河川敷	5	1			1	2		1
公園	1				1			
平塚駅								
その他	5		1	2		1		1
合計	36	1	5	4	15	8		3

(3) 巡回相談後の結果（ホームレス巡回相談データより）

	H29年度	H30年度
居宅設定	1人	0人
無料低額宿泊施設等	6人	3人
保護施設(老人ホーム等)	0人	0人
医療機関入院	0人	0人
その他	4人	3人
合計	11人	6人

(地区別)

エリア	H29年度	H30年度
砂防林	2	2
河川敷	1	1
公園	2	0
道路	0	0
駅舎	0	0
その他	6	3
合計	11	6

(理由別)

	H29年度	H30年度
生活保護	7	2
無低等	6	2
入院	0	0
居宅	1	0
他市転出	0	1
死亡	3	2
親戚引取	0	0
就労自立	0	1
その他	1	0
合計	6	6

## 2 平成28年度ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)の平塚市結果抜粋

### (1) ホームレスの期間

1年未満	3
1年以上3年未満	0
3年以上5年未満	2
5年以上8年未満	4
8年以上10年未満	1
10年以上15年未満	1
15年以上	3
不明	0
合計	14

### (2) 収入を得るための手段

建設日雇	0
廃品回収(アルミ缶・ダンボール・粗大ごみ・本集め)	4
運輸日雇(運搬作業、引越し等)	0
その他雑業(看板持ち・チケットならび・雑誌の販売など)	0
その他	2(パチンコ・知人の手伝い)
なし	8
合計	14

### (3) 野宿理由(複数回答)

倒産や失業	3
仕事が減った	2
病気・けがや高齢で仕事ができなくなった	1
労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた	0
人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた	3
上記5項目以外の理由で収入が減った	0
借金取立により家を出た	4
アパート等の家賃が払えなくなった	4
契約期間満了で宿舎を出た	0
ホテル代、ドヤ代が払えなくなった	0
差し押さえによって立ち退きさせられた	0
病院や施設などから出た後行き先がなかった	1
家庭内のいざこざ	1
飲酒、ギャンブル	1
その他	3(自分の意思により仕事を辞めた・住居がなく正社員になれなかった・同居していた知人が亡くなったため)
合計	14

(4) 居所の形態

廃材やダンボール、ブルーシートによるテント又は小屋を常設	10
ダンボール等を利用して寝場所を毎晩つくっている	1
簡単に敷物(寝袋・毛布等)を敷いて寝ている	1
寝場所はつからない	0
その他	2(車上生活2)
合計	14

(5) - 1 ホームレス以前の職業

管理的職業従事者(会社・団体役員、工場長、支店長、管理職など)	0
専門的・技術的職業従事者(建築士、測量士、教師、公認会計士、プログラマーなど)	0
事務従事者(一般事務、経理事務など)	0
販売従事者(小売、卸売店主、店員、勧誘員、外交員、営業など)	0
サービス職業従事者(理美容師、調理人、クリーニング工、ホテル従業員、バーテンダー、アパート管理人など)	3(ホテル従業員・パチンコ店従業員2)
保安職業従事者(警察、自衛官、看守、消防員、警備員など)	0
農林漁業従事者(農業、漁業など)	0
生産工程従事者(プレス工、機械組立工、食品製造工、洋服仕立工など)	0
輸送、機械運転従事者(運転手、機関士など)	0
建設・採掘従事者(大工、とび、左官、畳職、配管工、電気工、クレーン運転工、炭鉱夫など)	6(土木工事3・電気工・研り・飯場の運転手)
運搬・清掃・包装等従事者(新聞配達、宅配便運転手、倉庫作業、荷役作業、廃品回収、ビル・建物清掃、道路・公園清掃など)	5(冷凍食品・トラック運転手・配送助手・包装、荷上げ・廃品回収)
その他	0
職業なし	0
合計	14

(5) - 2 その時の立場

経営者・会社役員	0
自営・家族従業者	1
常勤職員・従業員(正社員)	6
臨時・パート・アルバイト	4
日雇	3
その他	0
合計	14

(6) - 1 今後の希望

アパートに住み、就職して自活したい	1
寮付の仕事で自活したい	0
就職することはできないので何らかの福祉(生活保護や施設入所等)を利用して生活したい	1
アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつけたい	2
入院したい	0
家族の元に戻りたい	1
今のままでいい(路上(野宿)生活)	8
わからない	1
その他	0
合計	14

(6) - 2 「(6) - 1 今後の希望」で「今のままでいい」を選んだ理由

アルミ缶、雑誌集めなどの都市雑業的な仕事があるので暮らしていける	1
今の場所になじんでいる	4
福祉の支援は受けたくない	1
支援を受けられると思っていない	0
その他	2(人間との関わりを持ちたくない・収入を得られているから)
合計	8